

三田市手数料条例新旧対照表

現行		改正案															
第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の8までにおいて「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の5まで、第30号の7及び第30号の8において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の3までにおいて「 <u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u> 」という。)		第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の8までにおいて「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の4までにおいて「 <u>建築等計画</u> 」という。)又は同条第6項及び第7項の規定に基づく <u>長期優良住宅維持保全計画</u> (以下この号において「 <u>維持保全計画</u> 」という。)(以下この号から第30号の5まで、第30号の7及び第30号の8において「 <u>計画</u> 」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号及び第30号の3において「 <u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u> 」という。)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。)</td> <td>72,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。)	72,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「増改築」という。)</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>認定の申請が維持保全計画に係</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円	認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「増改築」という。)	72,000円	認定の申請が維持保全計画に係	
区分	手数料の額																
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円																
認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。)	72,000円																
区分	手数料の額																
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円																
認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「増改築」という。)	72,000円																
認定の申請が維持保全計画に係																	

対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 増改築	126,000円 168,000円
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	203,000円 269,000円
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	411,000円 542,000円
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	720,000円 955,000円
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	1,224,000円 1,628,000円
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	2,260,000円 3,008,000円
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	3,216,000円 4,284,000円
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築 増改築	3,961,000円 5,270,000円

備考

ア 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「住宅が存する建築物(以下この号から第30

			るものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「維持保全」という。)
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 増改築 維持保全	126,000円 168,000円	
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築 増改築 維持保全	203,000円 269,000円	
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築 増改築 維持保全	411,000円 542,000円	
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築 増改築 維持保全	720,000円 955,000円	
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築 増改築 維持保全	1,224,000円 1,628,000円	
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築 増改築 維持保全	2,260,000円 3,008,000円	
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築 増改築 維持保全	3,216,000円 4,284,000円	
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築 増改築 維持保全	3,961,000円 5,270,000円	

備考

ア 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の算定については、表中「住宅が存する建築物(以下この号から第

号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積」及び「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

イ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号及び第30号の7において「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	16,000円
	増改築	21,000円
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	28,000円
	増改築	37,000円
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円
	増改築	61,000円
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	90,000円
	増改築	114,000円
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	133,000円
	増改築	171,000円

30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積」及び「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

イ 建築等計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 建築等計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 建築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号及び第30号の7において「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	16,000円
	増改築	21,000円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	28,000円
	増改築	37,000円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円
	増改築	61,000円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	90,000円
	増改築	114,000円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	133,000円
	増改築	171,000円

対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	193,000円
	増改築	251,000円
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	326,000円
	増改築	425,000円
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	405,000円
	増改築	530,000円
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	485,000円
	増改築	627,000円

備考

- ア 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。
- イ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
- (ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (30)の4 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の7及び第30号の8において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基

対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	維持保全	
	新築	193,000円
	増改築	251,000円
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	維持保全	
	新築	326,000円
	増改築	425,000円
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	維持保全	
	新築	405,000円
	増改築	530,000円
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	維持保全	
	新築	485,000円
	増改築	627,000円

備考

- ア 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。
- イ 建築等計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
- (ア) 建築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (イ) 建築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (30)の4 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の7及び第30号の8において「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料(法第9条第1項の規

づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とし、法第9条第3項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「管理者等の選任に係る部分」とする。以下第30号の7及び第30号の8において同じ。）

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	9,100円
	増改築	11,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	17,000円
	増改築	21,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	30,000円
	増改築	38,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	55,000円
	増改築	67,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	86,000円
	増改築	109,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	135,000円
	増改築	173,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	221,000円
	増改築	285,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	265,000円
	増改築	343,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	310,000円
	増改築	393,000円

備考

ア 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変

定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とし、法第9条第3項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「管理者等の選任に係る部分」とする。以下第30号の8において同じ。）

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	9,100円
	増改築	11,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	17,000円
	増改築	21,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	30,000円
	増改築	38,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	55,000円
	増改築	67,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	86,000円
	増改築	109,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	135,000円
	増改築	173,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	221,000円
	増改築	285,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	265,000円
	増改築	343,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	310,000円
	増改築	393,000円
	維持保全	

備考

ア 建築等計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等

更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の5 法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料 1件につき 16,000円

(30)の6 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

(30)の7 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の4に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	38,000円
	増改築	51,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	98,000円
	増改築	131,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	156,000円
	増改築	208,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	320,000円
	増改築	428,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	587,000円
	増改築	784,000円

計画等変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 建築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 建築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の5 法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料 1件につき 16,000円

(30)の6 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

(30)の7 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の4に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	38,000円
	増改築	51,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	98,000円
	増改築	131,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	156,000円
	増改築	208,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	320,000円
	増改築	428,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	587,000円
	増改築	784,000円

一ト以内のもの		
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	1,031,000円
	増改築	1,377,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	1,934,000円
	増改築	2,583,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	2,811,000円
	増改築	3,754,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	3,477,000円
	増改築	4,644,000円

(30)の8 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 第30号の4に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	7,000円
	増改築	9,300円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	12,000円
	増改築	16,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	17,000円
	増改築	23,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	35,000円
	増改築	47,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円
	増改築	62,000円

一ト以内のもの	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	1,031,000円
	増改築	1,377,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	1,934,000円
	増改築	2,583,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	2,811,000円
	増改築	3,754,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	3,477,000円
	増改築	4,644,000円
	維持保全	

(30)の8 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第2号、第5号、第6号又は第7号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料 第30号の4に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	7,000円
	増改築	9,300円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	12,000円
	増改築	16,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	17,000円
	増改築	23,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	35,000円
	増改築	47,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円
	増改築	62,000円
	維持保全	

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	58,000円
	増改築	78,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	105,000円
	増改築	140,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	140,000円
	増改築	187,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	175,000円
	増改築	234,000円

備考 前号及びこの号の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の双方が適用される場合は、第30号の4に規定する手数料の額に前号及びこの号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額をそれぞれ加算する。

(30)の9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分				手数料の額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号において「新築等計画」という。)	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外に供する部分の有しないもの)	市長が定める住機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認められる旨の書類(以下この号において「適い合証」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円
				床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	58,000円
	増改築	78,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	105,000円
	増改築	140,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	140,000円
	増改築	187,000円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	175,000円
	増改築	234,000円
	維持保全	

備考 前号及びこの号の長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の双方が適用される場合は、第30号の4に規定する手数料の額に前号及びこの号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額をそれぞれ加算する。

(30)の9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分				手数料の額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号において「新築等計画」という。)	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外に供する部分の有しないもの)	市長が定める住機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認められる旨の書類(以下この号において「適い合証」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円
				床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円

の認定 の申請 に対する 審査	号にお いて同 じ。)に 係る新 築等計 画であ る場合	に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この号において「性能評価書」という。)が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円
	建築物 (一戸 建ての 住宅で あるも のを除 く。以 下この 号にお いて同 じ。)の 住戸の 部分に 係る新 築等計 画であ る場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	104,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		

の認定 の申請 に対する 審査	号にお いて同 じ。)に 係る新 築等計 画であ る場合	に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この号において「性能評価書」という。)が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円
	建築物 (一戸 建ての 住宅で あるも のを除 く。以 下この 号にお いて同 じ。)の 住戸の 部分に 係る新 築等計 画であ る場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	104,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		

		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円						
	性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円						
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円						
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円						
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円						
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円						
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	240,000円						
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000円						
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円						
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円						
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円						

		0平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
建築物 全体に係る 新築等計画 である場合 (住宅の用に 供する部分 (以下この号 において「住 宅部分」と いう。)に限 る。)	適合証が添付 されている場 合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000	238,000円

建築物 (一戸建ての 住宅である ものを除く。 以下この号 において同じ。)全体に係 る新築等計 画である場 合(住宅の 用に	適合証が添付 されている場 合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000	238,000円

		平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
	建築物適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
	係る新築等計画である	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円

供する部分（以下この号において「住宅部分」という。）に限る。）		平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
建築物適合証が添付されている場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
係る新築等計画である		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円

	る場合 (住宅部分以外の部分に限る。)	の	
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	243,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	124,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,000円	

	る場合 (住宅部分以外の部分に限る。)	の	
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	243,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	124,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,000円	

			0平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	347,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	492,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	656,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	307,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	575,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	703,000円
			床面積の合計が10,000	839,000円

			0平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	347,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	492,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	656,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	307,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	575,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	703,000円
			床面積の合計が10,000	839,000円

			平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	953,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,209,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		新築等計画に係る住戸又は建築物の変更しようとする部分の床面積(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。以下この号において同じ。)に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	
軽微変更該当申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が施行規則第44条に規定する軽微な変更に該当する旨の証明書の交付		新築等計画に係る住戸又は建築物の変更した部分の床面積に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	

備考

ア 建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれ

			平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	953,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,209,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		新築等計画に係る住戸又は建築物の変更しようとする部分の床面積(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。以下この号において同じ。)に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	
軽微変更該当申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が施行規則第44条に規定する軽微な変更に該当する旨の証明書の交付		新築等計画に係る住戸又は建築物の変更した部分の床面積に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	

備考

ア 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれ

る場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

ウ 新築等計画の認定の申請及び法第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請において、設計一次エネルギー消費量を建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号)2—3(2)ロに定める方法により算出した場合、手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

(30)の10～(55) 省略

(56) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 120,000円

(56)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 160,000円

(57)～(61)の6 省略

(61)の7 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 120,000円

(61)の8 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 160,000円

以下省略

る場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

イ 新築等計画の認定の申請及び法第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請において、設計一次エネルギー消費量を建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号)2—3(2)ロに定める方法により算出した場合、手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

(30)の10～(55) 省略

(56) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 120,000円

(56)の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 160,000円

(57)～(61)の6 省略

(61)の7 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 120,000円

(61)の8 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 160,000円

以下省略